

東大阪自動車整備連合会会則

第一条	名	称	この団体は、東大阪自動車整備連合会(以下「本会」という)と称する。
第二条	所	在	本会は別に定める会長が所属する事業所の住所を所在地とする。
第三条	目	的	本会は東大阪の整備業者が団結の上事業の発展と技術の向上及び親睦を図る目的とする。
第四条	事	業	本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 1.ふれあい祭りの参加 2.親睦事業開催(日帰り親睦旅行) 3.日本赤十字社への献血協力 4.研修会・講習会開催 5.その他本会の目的達成に必要な事業
第五条	組	織	本会は、本会の目的に賛同した会員をもって組織する。
第六条	会	員	次に掲げる者は、会員となることができる。 東大阪市内において自動車分解整備業の認証を有する事業者であって、(一社)大阪府自動車整備振興会の会員であること。
第七条	役	員	本会には次の役員を置く。 1.会長 1名、副会長 2名以上、会計 2名、理事 若干名(支部長兼務する) 監事 2名 2.理事は総会の決議により選出する。但し会長、副会長は理事の互選として支部長 理事は支部の推薦とする。 3.本部役員並びに支部長、理事の再任は妨げない。 4.本部役員の任期は2ヵ年とする。但し途中で補選された役員は前任者の残存期間とする。
第八条	顧問及び相談役		本会には、顧問及び相談役を若干名置くことが出来る。 1.顧問及び相談役は役員会でこれを推薦し、会長がこれを委嘱する。 2.顧問及び相談役は本会の運営につき役員会及び会長に助言する。
第九条	会	議	本会は次の会議を開催する。 総会・役員会・委員会・支部会
第十条	登録料及び会費		地区会に新規入会した会員登録料については、(一社)大阪府自動車整備振興会の新規入会手続き後に、振興会より支出される業務委託料を充当することとする。 また、既に振興会会員であり他地区から転入する場合の登録料は30,000円とし、会費は月額1,000円とする。 即納の登録料及び会費は返還しないものとする。
第十一条	会	計	本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。
第十二条	年	度	本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。
第十三条	脱	会	会員が脱会をしようとする時は、脱会届を会長に提出しなければならない。 1.廃業し、又は(一社)大阪府自動車整備振興会の会員ではなくなった者及び他地区へ移業したる者は、前項の規定にかかわらず、役員会の決議を得て脱会したものとみなす。
第十三条	除	名	会員は次の各号の1つに該当するときは除名することができる。 (1)会則に違反し会員の過半数が除名と認める時。 (2)会費を6ヶ月以上滞納したる時文書請求後翌月末までに納入しないもので役員会で構成員の3分の2以上の賛成があった時。
第十四条	設	立	本会の創立年月日は昭和48年4月1日とする。
第十五条	年	月	本会則は平成24年4月1日より施行する。
第十五条	日	則	慶弔費の件 弔のみ本人、配偶者、同居の父母及び子に対して密一对と当年度の役員会決定の香典を供養する。